

限度額適用・標準負担額減額証（70歳以上の方対象）

70歳以上の方はあらかじめ限度額が定められています。ただし現役並みの所得がある方は一般の方より高額な限度額となります。現役並み所得の方のみ多数該当の制度が適用されます。また、低所得・住民税非課税の方は限度額適用・標準負担額減額認定証の申請ができます。申請先は70～74歳は各保険者、75歳以上は市役所の後期高齢課です。

被保険者の所得区分	自己負担限度額		
	外来 (個人ごと)	外来・入院 (世帯)	食事代
①現役並み所得者 (標準報酬月額28万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [多数該当:44,400円]	360円
②一般所得者 (①および③以外の方)	12,000円	44,400円	
③低所得者	Ⅱ(※1)	8,000円	210円 [長期該当:160円]
	Ⅰ(※2)		100円

※1 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。

※2 被保険者とその扶養家族全ての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合・年金収入80万円以下等の場合です。

注) 現役並み所得者に該当する場合は、市区町村民税が非課税等であっても現役並み所得者となります。

○長期該当について

入院が1年間(過去12ヶ月)の内で90日以上になった時、申請した日の翌月初日を長期該当認定日として、食事代が減額される制度です。90日の入院は連続している必要はありません。1回の入院が90日に満たなくても、12ヶ月遡って90日を超えれば減額の対象となります。